

生活サポート総合補償制度 保険金支払い補助資料(傷害疾病補償)

補償制度の各補償の中で、お問い合わせの多い「傷害疾病補償(入院給付金)」の一つである「傷害疾病付添介護保険金」に関して、改めて概要をご案内いたします。保険金請求時の参考としてご活用ください。

傷害疾病補償(入院給付金)

被保険者がケガ(※1)または病気(※2)により、補償期間開始日(※3)以降に所定の日数を超えて入院した場合、補償の対象となります。

傷害疾病付添介護 保険金	被保険者の入院に伴い、親族・介護人が 1日につき3時間以上の付添介護 を行った場合、日額をお支払いします。(補償期間中30日限度)
-------------------------	--

(※1) 補償期間の開始前に被ったケガは含みません。

(※2) 補償期間の開始前に発病した病気による入院を含みます。

(中途加入の場合、加入日からその日を含めて30日経過した日の翌日以降に開始した入院が対象です。)

(※3) 中途加入の場合、パンフレット<中途加入>に記載の加入日が補償期間開始日となります。

付添介護とは・・・

「被保険者の年齢または心身の状態等により必要となる付添または介助(入浴、食事、衣服の着脱、その他被保険者が単独で行うことが困難な動作の援助)を行うことをいいます。



補償の対象となる場合



3時間以上の付添・介助

被保険者が単独で行うことが困難な動作の援助



補償の対象とならない場合



お見舞い



着替えを
持つて
いくのみ



3時間未満の
付添・介助

など



上記のようなお支払の対象となる付添・介助は、一定時間継続して付添う必要があると考えています。この考えをより明確化するため、3時間以上の付添介護をお支払の対象とする改定を2020年度に実施しました。

*ご不明な点がございましたらパンフレット<補償に関するお問い合わせ先>にお問い合わせください。

生活サポート総合補償制度 保険金支払い補助資料（個人賠償責任補償）

補償制度の各補償の中で、お問い合わせの多い「個人賠償責任補償」に関して、改めて概要をご案内いたします。保険金請求時の参考としてご活用ください。

個人賠償責任補償

日常生活中の偶然な事故による他人のケガや他人の物に損害を与えたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。



【ご注意いただきたい点】

- ⚠ 施設等が事故の発生を見抜き、被保険者（本人・保護者など）に法律上の損害賠償責任が生じない場合は、補償の対象となりません。**
- ⚠ 対象となる事故が発生した場合は、事故発生日からその日を含めて30日以内に、担当代理店または引受保険会社に事故の状況をご通知ください。**

※正当な理由なくご通知いただけない場合など、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

【年少者や知的障害者が加害者となる場合の一般的な民法上の解釈】

年齢や知的障害の影響により責任能力（行為の責任を理解して認識できる能力）が無いと判断される方が加害者となった場合、その加害者本人は法律上の損害賠償責任を負いません。

その場合、加害者の監督義務者（法律上の監督義務を負う方）がその損害賠償責任を負うこととなります。親族や後見人が監督義務者として法律上の損害賠償責任を負う場合が、個人賠償責任補償での補償対象となります。

一方、施設や学校が職務上の代理監督者として法律上の損害賠償責任を負う場合は、個人賠償責任補償での補償対象ではありません。 以下のような事例についてはご注意ください。

参考例 . 1

同じ施設等の中で同様の事故が複数回繰り返された場合、当初は事故発生を見抜きなかった施設等にも、同じ事故が繰り返されることによって予見可能性や回避措置の義務が生じることとなり、施設等が事故についての責任を負う場合があります。

参考例 . 2

施設等の中で職員の方や入所者の方がケガをされた場合、労働災害補償義務や安全配慮義務に基づき施設等の責任が発生すると考えられます。

参考例 . 3

施設等の指揮命令下（施設内作業や職業訓練中、学校授業中など）で発生した事故については、施設等の監督義務に基づく責任が発生すると考えられます。

*ご不明な点がございましたらパンフレット＜補償に関するお問い合わせ先＞にお問い合わせください。